

諸外国における
家族のための経済的方策

109

今日世界の多くの国で家族の生活の安定をはかるために種々の経済的方策をとっています。これらの経済的方策についての総合的な調査が国際連合によつて行われ、その結果が「家族のための経済的方策」(Economic Measures in Favour of the Family - A survey of laws and administrative regulations providing for economic measures in favour of the family in various countries 1952)として発表されました。これは、この調査に報告を送った24ヶ国における家族のための経済的方策を規定する諸法規を分類し分析したものです。

日本における家族の問題の再認識が要求されている今日、婦人少年局では上記国連資料を要訳しゆうして各方面の参考に供したいと思ひます。

なおこの調査は、家族の生活水準を維持するための直接的な立法のみをとりあげたのであつて、その他のよりひろい意味の経済的方策——たとえば、完全雇用、最低賃金、社会保険、低価格住宅、教育施設等——についてはふれるものではありません。

なお前記24ヶ国とは以下の国々です。

アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリー、チェコスロヴァキア、デンマーク、エクアドル、エルサルバドル、フランス、ギリシャ、ホンジュラス、ノールウェイ、パキスタン、フィリピン、スウェーデン、シリア、トルコ、南阿聯邦、ソヴェエト、英国、アメリカ、ウルガイ

1956年3月

労働省 婦人少年局

目 次

I. まえがき	1
II. 家族のための経済的方策	2
A. 家族の収入水準維持に關する方策	2
(1). 収入の継続的増額	3
(a). 家族手当	3
(b). 子供のない若夫婦に対する手当	8
(2). 収入の一時的増額	9
(a). 結婚補助金	10
(b). 出生手当	10
(3). 租税減免	11
(a). 扶養家族に対する所得税の減免	11
B. 家族の消費と支出の採式維持に關する方策	19
(1). 食料品	19
(a). 食料品の割引	19
(b). 食糧にかゝる税金の減免	19
(c). 保護食品の支給	19
(d). 学校給食	20
(e). 野菜園の割当	20
(2). 住宅	21
(a). 家賃手当	21
(b). 家屋建築又は購入等の急の補助金及び貸付金	23
(c). 借家改築の急の補助金	25
(d). 借家敷金の貸付	25
(e). 移転料の軽減	25
(f). 家屋税の軽減	26
(g). 住宅入手の便宜	26
(3). 光熱	27

(4) 燃料手当	27
(5) ガス及び電気料金の割引	28
(4) 家具及び娯楽道具	28
(a) 家具購入の爲の貸付金	28
(b) 家具購入の優先	29
(5) 家事	29
(a) 家事使用人にかゝる税金の減免	30
(6) 衣料	30
(a) 衣料品の割引	30
(b) 衣料品にかゝる税金の減免	30
(c) 衣料品の支給	30
(7) 教育	31
(a) 追加教育補助金	31
(b) 授業料の軽減	31
(c) 大家族に対する教育貸付金	32
(d) 大家族の学童に対する交通費軽減	33
(e) 奨学金の優先的優遇	33
(8) 運輸	33
(a) 子供乗車賃の無料又は割引	33
(b) 大家族の乗車賃割引	33
(c) 公共的運輸機関についての優先権	34
(9) 休日及び娯楽	34
(a) 主婦の爲の休日手当	34
(b) 主婦と子供の休日無料輸送	34
(c) 特別有給休暇	35
(d) 博物館等の入場料割引	35
(10) 貯蓄	35
(a) 貯蓄準備貯金に対する賞与	35
(b) 保険料に対する租税減免	35
(11) その他	36

(4) 訴訟費用の軽減	36
(5) 諸種の消費物品の特別配給	36
(c) 小売店における優先権	37
(c) 家族の生活手段維持に關する方策	37
(1) 賃金労働による収入	37
(a) 優先的雇入れ	37
(b) 雇入れの際の法令制限の緩和	38
(2) 農業による収入及び生計	38
(a) 土地、家畜等購入の爲の貸付金	38
(b) 農家の家族財産に対する租税減免	38
(c) 入植地の供与	39
(d) 土地、家畜等入手の優先	39
(3) 家族の生活手段維持に關するその他の特権	39
(a) 租税支拂の便宜	39
(b) 強制執行の免税	40
(c) 兵役の免除	41

I. ま え が き

国連で行ったこの調査によつて明らかになつたことは、世界の各国で家族の維持ということに対して特別の考慮がはらわれていること、そして家族に關する経済的方策というものは各国の国情を反映して非常にヴァリエテイがあるということであつた。しかしそれらの国々における経済的方策のための立法は共通な特徴をもっている。すばわちそれは、まず家族の或は世帯のためのものに限定されており、その点では他の同種の社会福祉立法とあまりかに区別される。又これらの経済的便宜は家族に対して権利として与えられていることも特徴の一つである。

またこれらの方策ははつきりと独身者と比べた場合の家族もちの経済的要求、あるいは小家族に比べた場合の大家族の経済的要求の相違というものに依しようとしている。

このようにしてこれらの方策は家族の収入を調整し、扶養家族の維持費の平等化に役立っているのである。

併しこの制度はこれを採用している国によつて範囲が異なり、法律等も同じ歩調で進んでいるというわけではない。或る国では統一的な計画はなく、散発的でされぎれに存在しているし、限られた性質のものである。又国によつてはもつと組織的に出来ており、種々な方策の間にも一環したれんけひがみられるところもある。

方策自体にしても或種のもものは特別な扱いを受け、或種のもものは色々な法律の一部に紐入れられている。ある場合は社会保障制度の一部を構成していることもあり、またある場合は家族の保護に關する一本の法律のほかにまとめられているというようにその扱い方にも強弱がみられる。併しながら全体としてみると、家族の収入を増すものか、或は家族の消費や支出を援助することには変りはない。

それぞれの方策はこれを大別して現金による支給と現物給付の二つになるが多くの国で経済的援助の大宗は現金支給であつて、

(1)

現物給付は補助的役割を果しているにすぎないようである。現金支給の中でも扶養家族に対する手当が最も主要な形であるが、このような家族手当制度をとつていない国では夏く税金控除による消極的援助を行つてゐる。

何れにしても今日世界の各国に於て欠乏からの解放を確保するための努力が包括的な社会政策の一部として、家族に關する経済的方策を採用しているといふことが出来る。その根本精神は、個人の収入は家族の大きさや離散を持つべきであるとし、社会全体が（政府という機関を通して）家族を維持する個人に対して何らかの具体的な経済的責任を負うべきであるといふのである。このようにして大部分の国では家族に経済的援助をあたえ、扶養家族を持たない人との生活程度が変らばいようにしようとする動きが社会の考え方と政策の上に強力な力となつてゐることは争われぬ事實である。即ちこゝに吾界人権宣言のいう“家庭は自然なせうして基本的な社会構成単位であつて、社会および國家によつて保護せられる権利をもち”、“人はすべて自己及び自己の家族の健康と福祉とを保つに十分な生活水準を維持する権利を有する”と同時に“母と子は特別の保護と援助とを受ける権利を有する”という條項はこれら家族政策によつて實現されているものである。

II. 家族のための経済的方策

A. 家族の収入水準維持に關する方策

多くの国では法律によつて、家族扶養の責任者には、家族の扶養のための給付が現金で行われている。このような特典は家族の収入水準の維持に關するもので、家族の生活の急の一般的に目的のためのものである。このような収入増加をさめている法律はそれを受ける家族にその用途を指定したり、家族全体のたのめにかゝり或は特定の一人の爲に使用するようになどという義務

(2)

を領いてはいない。であるから、この家族に対する一般的経費援助の効果は、家族が普通に得ている収入に対する追加ということにあるのである。以下このような性格をもつた家族収入の追加に属する法律的或いは行政的な措置について、継続的なものと、一時的なものに分けて記し、特に税の免除について附記する。

(1) 収入の継続的増額

扶養家族のある人が家族のための一般的用途のために法律或行政的措置によりもらえる継続的増額は普通家族手当とよばれているものである。この法的措置については以下に説明をするが、別に、新婚夫婦の婚の短期間の定期的手当を附加する。

(a) 家族手当

国によつてその呼び方はいろいろあるが大体「家族手当」の名でよばれている。この手当の内容を二つに大別すると、一つは誰でも差別なくその適用を受けるもの、もう一つは一部の国民のみに適用するものである。

オ一の種類に属するものには、市民権、住所、扶養家族の年齢や人数等の条件を満たしていれば、職業上の地位や収入の多寡にかかわらず手当をもらうことができる。(オーストラリア、カナダ、ノルウェー、スウェーデン、英国)。又ソ連では、一定数の一定年令の子供のある母親は誰でも手当が貰えるというものである。

オ二の種類は、受け取り人の収入の多寡又は職業上の地位によつて制限をしているものを含んでいる。即ち、手当は、低収入家族に限られ、その支給は収入調査の上ではされる。(ブラジル、南アフリカ連邦)。一方手当は、自由業者、使用者もふくめて、収入ある仕事についている人は皆貰える場合、(ベルギー、フランス)或は社会保険の対象者は使用者、自営者及び学生までふく

めて全部入る場合(チェコスロバキア)がある。又、手当はすべての被雇用者に与える場合(フランスの単一賃金手当 "single-wage allowances" の場合)とか、或は被雇用者のうちたとえば月給取りのみに与える場合(チリ、ギリシャ)もある。又手当は特別の職業階級に、或は特別の産業に属している者の外に限る場合(アルゼンチン、チリ、ギリシャ)がある。又、一定職業階級に属する者に限るという場合には更にその中でも収入の限度をきめているものがある。(アルゼンチンは被雇用者中特に規定されたものとなっており、ウルガイでは収入調査を必要とする)

これら法律のうち、或ものは、手当を受ける資格として、国籍と住所を要件とする種々の規定をもっている。即ち、手当が国籍の如何をとわず、住所要件を満たす家族に支給される場合(オーストラリア、カナダ、フランス、スウェーデン、英国、南アフリカ連邦)或は国籍要件を満たす家族に(ブラジル)、或は両親のうちどちらかが国籍をもつものに(ノルウェー)という風に分れる。市民権のない人が手当を貰う場合や、子供が国外で生れた場合などについては、住所要件はもつと厳重である(カナダ、英国)。しかし、国と国の間にとりきめが出来ていてお互に相手の国の市民が手当を貰えるようにした場合(ノルウェー、英国)もある。

原則として手当は子供に対するものに限られる(オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコスロバキア、フランス、ノルウェー、スウェーデン、英国、南アフリカ連邦、ソ連、ウルガイ)。二人以上子供のある賃金労働者で一人しか職を失った場合に母親が子供の世話をするために家にいられるようにするための特別の手当がある場合がある(フランスの単一賃金手当)。しかし、又、成年で扶養されている家族、即ち妻に手当のある場合(アルゼンチンの鉄道雇用者、チリ、ギリシャ)、母に手当のある場合(チリ)がある。

家族の人数も、特に子供の外が対象の時は資格の一つになる。多くの国において、他の法律によつて子供が一人でも又は成人扶養家

族が一人でも手当がもらえることにはなっているが（アルゼンチン、ベルギー、カナダ、チリ、チェコスロバキア、フランスでは単一賃金手当の場合、ギリシャ、スウェーデン、ソ連では未婚の母に対する手当の場合、及びウルガイ）。児童手当としては一定数の子供のいる家庭にのみ与えられている。

オニ子から手当を貰える（オーストラリア、フランス、ノルウェー、英国）、オ三子から（南アフリカ連邦）、オ四子から（ソ連）、或はオ八子からという場合（ウルガイ）さえある。

一般に、子供の数の多い方の制限はない。しかし、或ものは一定以上の子供に対しては手当の出ない場合がある（フランスの単一賃金手当、ギリシャにおける特別の職業階級において）。

原則として手当を支給されるのは子供の出生の時にはじまる。しかし、妊娠のはじまった時から“出生前手当”として与えられる時もあり（フランス）、子供がニオになつた時からという場合（ソ連）もある。又一方、生後一定日数以上生きていなかつた子供については手当の拂われぬ（ノルウェー）場合もある。

手当を打切られる子供の年齢の制限についてはいろいろある。即ち、5才以上になると手当がもらえない場合（ソ連の大家族の母に対する手当）、又10才以上（フランスの単一賃金手当について、1人しか子供のいない時）、12才以上（ソ連の未婚の母に対する手当）等がある。年齢制限が14才の場合もある（アルゼンチンの砂掘工業労働者、ベルギー、チリの農業労働者、フランス、北アイルランド、ウルガイ）。又15才で止められる場合（フランスで子供が自分で稼がぬ場合、英国）、16才の場合（アルゼンチンの特別の職業階級、オーストラリア、カナダ、チェコスロバキア、ノルウェー、スウェーデン、南アフリカ連邦）、18才の場合（アルゼンチンの特別の職業階級、ブラジル、チリ）等がある。最高としては男の子は19才まで、女の子は21才まで貰える場合もある（ギリシャ）。

英国家では、普通の年齢制限は、義務教育年齢と関係がある（ベ

ルギー、フランス、英国）。又一方多くの国の法律が、どの子供にも一率の年齢制限をして延長を許さぬのに対し、教育や仕事見習などを子供が更に続ける場合は1年かもっと多く延長出来るようにしている国もある（ベルギー、チリ；チェコスロバキア、フランス、英国、ウルガイ）。

又、特殊な場合には、普通の年齢制限が延長できる国もある。即ち受給者の娘が妹が全く家事のみにたづさわっているか、或は、彼の10才以下の子供ニ人以上の教育にたづさわっている場合である（フランス）。

一方、その子供が一定年齢以下でしかも未婚であるべきだとする場合（ブラジル、ギリシャ）や、その子に対する手当は彼母が結婚すれば止めるとされている場合（オーストラリア、カナダ）がある。

ほとんどの国において、受給者と子供の関係を規定している規則の中には、資格ある子供の定義について、余り明確な解しやくは見せていない。しかし、或ものは、資格ある子供の定義を詳しく細かいところまで定めているが、他は、もう少し一般的の言葉が使われている。更に、これら子供について、種々の定義を与えた後、又、受給者が実際に養っている他の子供全部を含むような一般的の規定を附加している場合もある。しかし一般的原則としては、手当は受給者の嫡出子にということになっている。しかし、いろいろの国で、法律は手当を受ける資格ある子供の中に、認知された非嫡出子、継子、養子、里子、非嫡出子、被後見人等々を入れている。又、孫、弟、妹、甥、姪まで含む規定もある。

重要な条件の一つは、手当が拂われる扶養家族は、手当受給者が現実に扶養しているということである。多くの法律では、扶養の条件はどちらかといえば大體のことを規定してあるだけだが、法律によつて、受給者は、自分が本当にその子供の食物、宿所、衣服及び教育の責任を負っていること（フランス）、或いは子供の利益の為に、彼が食物、宿所、教育、その他を与えること（英国）を証明することが要求される。又、或法律では、その手当を貰う為には、家

養の長は、たと自分が子供の為の肉体的精神的教育のみならず、自分と同じ気概と一致した道徳的教育もやっていることを示さねばならぬ（ブラジル）。又、或国では、手当を貰う為の条件として、両親が子供の扶養の趣にしなければならぬことについてはつきりとした基準を法律に定めている（カナダ、英国）。又、子供が或一定金額以上の収入を稼いでいる時は手当は支給されないとする国もある（チエコスロバキア）。

子供に対する手当は、受給者が子供の扶養の趣の一般的至費に使うべきものである。しかし、この点については、この手当は家族全体の利益の為に支給されると法律に書かれている国もある（英国、南アフリカ連邦）。又、他の或国の法律では、適用を受けている子供の扶養、世話、教育、成長の為に受給者があてねばならぬとされている（オーストラリア、カナダ、チエコスロバキア）。又もし子供の扶養、教育のために適当な使い方をしなければ手当支給を一時中止する（ブラジル）又は使い方が不適当なら停止する（ノルウェイ）と、反対側から規定しているものもある。又、子供がその地方の規則にある通り規則的に学校へ出席しないと、手当が止まる（カナダ）ものもある。

手当の率を定める規則は千差万別である。

多くの場合、規定の率は全国を通じて同じである。しかし、各地方、各都市、各町村により異なるところもある（フランス、南アフリカ連邦）。更に国内の各人種によつて異なるところ（南アフリカ連邦）。又は職業別に異なるところもあり、特別な場合に、一国の中で数種のやり方が用いられている所もある（アルゼンチン、ベルギー、チリ、フランス、ギリシヤ）。

或場合には、手当の率は、受給者の給料や収入に関係がある。給料の何%（ギリシヤの火夫）とされているものもある。又、個人によつてそれが減らされ、受給者の給料と扶養手当と、もし妻も訪れていれば妻の給料とを一括にして一定額以上にねらぬようにするところもある（ウルガイ）。これらの最高額を定めるのみではなく、最低額も

定める国もある（南アフリカ連邦）。

更に又、扶養家族の種類等その他の要素によつても、その率が変わってくる。そして、率はこの種類の扶養家族についても、即ち、子供、妻、母などについて皆同率（チリの給料雇用者）；或は妻に対する手当は子供に対するそれより重いく（ギリシヤの特別な職業階級）又は妻の分は子供の数によつて、重いか、同じか、低いかをきめられる（アルゼンチンの鉄道雇用者、チリの農業労働者）ものもある。

受給者に子供があるというだけで、その人数に関係なく一定の額を貰える場合もある（ギリシヤの食料品店勤務者）が、一人一人の資格ある子供に対し一定の額を支給されるという方が普通である（アルゼンチンの特別な職業階級、オーストラリア、ブラジル、チリの給料雇用者、ギリシヤの特別な職業階級、ノルウェイ、スウェーデン、英国）。

しかし、手当の率は、すべての子供に同率というわけではなく、又子供の数によつても変る。即ち、第一子の為の率は子供がふえるに従い一定の最高額に達するまで増していく（チエコスロバキヤ）。率は最初の二人の子供までは各同じで三人目から、四人目、五人目と少しづつ増え、それより後の子には同じ率というやり方もある（ベルギー）。更に、この率を増額していくやり方でも又別の方法がある（アルゼンチンの鉄道雇用者、チリの農業労働者、フランス）。又率が次第に低くなる場合もあり（ソ連の未婚の母に対するもの）又子供が或一定数を超えると減つて、又もつと多くなると増え、その向は同率であるというのものもある（ソ連の大家族の母に対する手当）。

もう一つ手当の率を決定する要素として、子供の年齢を考慮する場合もある。こういう時は子供が大きくなるにつれて、次第に率が増す（カナダ）。

受給の権利については、現在の諸法規では普通「夫」に、或は「子供の父」（アルゼンチンの鉄道雇用者、ベルギー、フランス）又は「妻」に、或は子供の「母」（オーストラリア、カナダ、フランスの出来前手当、ノルウェイ、スウェーデン、英国、ソ連）にある。

手当の受給者は、税金の課税対象にもならず、この金額を全部受けることが出来る（アルゼンチンの鉄道従業者、オーストラリア、ベルギー、カナダ、ナリ、チエコスロバキヤ、フランス、スウェーデン）。他の場合は反対に法律によつてこの手当にも税金がかかる（ルウエー、英国）。子供に対する手当と扶養家族についての税金の控除は何らかの関係がある。即ち、税金はその家族に手当をもらっている子供がいれば、手当をもらわばい子供のいる時よりは所得税の免税は少い（カナダ）

更に、家族手当は譲渡することが出来ず、強制執行も免除されることを法令で定めて、債権者の行態から守り、その使用が家族の福祉の為に使われるように保護しているものがある。（アルゼンチンの鉄道従業者、オーストラリア、ベルギー、カナダ、ナリ、チエコスロバキヤ、フランス、スウェーデン、英国、南アフリカ連邦）

(4) 子供のない若夫婦に対する手当

国籍と、又一族に一人の稼ぎ手しかない事を要件として、扶養すべき子供の無い時に、結婚的二年間だけ、一時的な現金を支給されるものである。この特別の手当は、本来の家族手当に密接な関係があるが、幾つかの違った性格をもっている。即ち、これは一定期間の至退後、又は子供が生まれたらその後は止められるのである。だから一定の短期定期的に支給される結婚補助金と解され、新婚当時の一般的至費をまかなうものである（フランス）

(2) 収入の一時的増額

家族の一般的に目的に使うために、一時的な補助金が、子供の出生や結婚という事のあつた際に与えられるよう法律で規定しているものがある。これらの出生手当と結婚補助金については以下に分けて考える。

(4) 結婚補助金

一定の入籍に、その結婚に際して、相当額の手当を一度支給するやり方がある。このような手当は、家庭生活をはじめに当り、必要とする出費の或程度を補うというもので賃金所得者の或もの（アルゼンチン）に、或は、婦人相互恩恵会の被保険者に（ベルギー）、或は強制社会保険の対象となつてゐる被雇用者に（チエコスロバキヤ）など、それぞれ一定の勤務年数、加入年数を条件として与えられる。或法律では結婚補助金は再婚の時も与えられる。又夫婦が二人とも必要件を満たしている時にも補助金は一つしか貰えず、それは寡の分とはつてゐるところもある。（チエコスロバキヤ）。結婚補助金の、今一つの型としては、結婚の為に仕事をやめる婦人に、解雇の場合の補償金を請求する権利として与えているやり方がある。（シリア）

(4) 出生手当

子供の出生に當つて家族に与えられる利益には多種あるが、まず、一時拂の手当がある。何番目の子供かによつて額が違ふこともある。これは法律によつて、そのよびかたはまちまちで“母性手当”（フランス）、“金銭補助”（トルコ）、“大家族の母に対する一時補助金”（ソ連）等あるが、結局内容は子供の出生に対する奨励金のようものである。

出生手当は、例えば、その国の中、又は国籍をもつて生れた子供についてその母に、母の年令が一定以下であるか又は或年数以内に子供が生れたということを条件にして、与えられる場合がある（フランス）。受給者は、第一子からその後の子供についてもそれぞれ規定の額を一時拂で貰ふことも出来（フランス）るが、或は第三子以下のみの場合もある（ソ連）。又一方、六人以上の子持の母に一度だけ支拂うというやり方もある（トルコ）。

一人一人の子供について手当が出る場合には、第一子に対するものは二子以下のより率が高くて第二子以下は全額同じというもの

フランス)や、数がかかるに従つて率も高くなるというやり方(ドイツ)もある。これに関連して、双子以上の出生の時は、一人一人に別々に支拂われるが、出生の時は規定額の半分、あとの半分は、六ヶ月後になつてから、子供が無事に生きており、両親が養つてゐるという条件の下に支拂われる(フランス)

他の家族福祉の歳の手当と同じく、出生手当は税金がかゝらず、譲渡も出来ず、強制執行もされない。(フランス)

又、子供の出生に當つて、家族の特別出費のために使われる手当や貸与金なども、出生手当の一つと考えられる。後に述べるように、このような手当や貸与金は、子供が生まれれば、額が増され又は貸与が一部増額になるのである。しかしこのような特別の出生手当は、この種の、手当や貸与金を既に受けていた家族に限られるわけである。

(3) 租税の減免

税法は、納税者間にその義務を分配する際に、家族扶養の責任を負つてゐる納税者には負担がそれだけ重いということとを考慮に入れ、扶養すべき家族のある人については、この荷を軽くすることをきめてゐる。このような扶養家族があるための租税の減免は、家族を養つてゐる人からその収入の一部を取り上げないという効果をもつてゐるわけであるが、消極的ではあるが、実質的に収入を継続的に増やし、扶養家族をもつた人の、一般的に家計のまかばいを助けるものと考えられる。このような一般的家計を助ける経済的援助は、個人のお收入にかゝる所得税法中に定められてゐる。それは以下の通り。

(4) 扶養家族に対する所得税の減免

所得税法では、個人の所得にかゝる所得税額中、扶養家族のある納税者からとる金額の率は、その家族に対する責任の分だけ、家族の多いものや少ないものの持つ率より少くなければならぬとほつて

ることがある。

扶養家族のある納税者のために、このような負担軽減の目的で行う。法律的な措置はいろいろな種類がある。

以下に略記した法規定によると、家族の多い租税の減免には大体二つの形があるように思われる。

一つは、課税対象となる収入の存在を減えるやり方(扶養控除)で、もう一つは、税率が扶養家族のある者はばい者よりも低いというやり方(税率差別)である。

実際問題として、課税の差別を目的とする多くの法律的措置をはつきりと分類することはできない。しかし、一番多く使われているやり方は、“控除”とか、“個人免除”とか“基礎免除”とか“個人差引”とかいろいろの形でなされてゐるが、一定の額を課税対象全額から差引き、結局支拂うべき租税は少いということになる(アルゼンチン、ベルギーの“勤労所得”と“個人加税”の場合、ブラジル、カナダ、チリ、チェコスロバキア、デンマーク、エクアドル、ギリシャ、ノルウェイ、フィリピン、スウェーデンの地方税、南アフリカ連邦、合衆国)

課税対象から控除する代りに、“税金減額”(“*tax reductions*”)又は“税金差引”(“*tax rebates*”)をし、税金額の中から一定額又は一定率の金額を減じて扶養家族のある納税者の納税額をへらすやり方があり、これは又或場合には上記の控除と併用される時もある(ベルギー、フランスの均衡税—*Proportional Tax*—の場合、ノルウェイの所得国税において、一定額以上の収入のある人の場合、南アフリカ連邦の所得国税、ソ連の被雇用者で所得税の対象となる者及び農業税の被対象者)

もう一つの差別課税のやり方は、税金の計算に當つて、扶養家族のある者については、課税対象額について、“差別率”或は“免除率”をきめるものである。(オーストラリアの社会事業家の場合、デンマークの地方平準化のための合同課税資金の場合、ノルウェイの所得国税に対する追加課税の場合、南アフリカ連邦)

既婚の、又は子供のある納税者に有利な差別課税の一つの形として、消極的な面ではあるが、独身者や子供の多い夫婦には税率が重かつたり、或は追加税がかけられたりすることがあげられる（ブラジル、チリ、フランスの「累進課税」即ち独身で一定額をこえる所得のある者は扶養家族のある者よりも率が高い、南アフリカ連邦の所得国税で既婚者は基礎普通税を差引かれる、ソ連）

これに關して、いわゆる「分割計算」制度（「quotient」 system）のことにふれる（フランスの「累進課税」の場合）。この方法によると納税者の所得を、未既婚別や扶養家族の数によつて、いくつかに分け、大人に要する全費をきえつゝ、子供の必要全費をきめて、家族内の消費単位の数に分ける。そしてこの一単位で、個別々に課税対象となり、家族の長は、その単位の数だけ控除があり、各単位の課税率は低い。

家族扶養の急の租税の減免に關する規定は共通の性格をもっているから、扶養家族のある人は全部その適用を受ける。しかし、税金は所得の上にかゝるのであるから、扶養控除も所得の額が法律上、税の対象となる額に達している人だけ要求できるのだといわねばならぬ。であるから収入が低くて課税対象にはならぬ人はこれには勿論関係ない。一方、収入が課税対象以上であれば、家族の多少にかゝわらず、又非常に高額所得者でも、扶養控除を受ける資格がある。

但し或場合は、一定額以下の所得の者の外にこの恩恵を許し（デンマークの所得国税）又は所得額により幾つにも分けて、それぞれ違えてやつてゐるものもある（ノルウェイの所得国税）

これら家族扶養の急の租税控除は、どちらの型を適用するかにより結果は異なる。扶養家族一人につき幾らという控除の仕方の時は所得額が増すに従つて重要性は減り、又所得中一定額を差引く時は累進課税であるか、そうばらば率がどうかということも影響があり、この場合は所得の多い者が少ない者より、控除を多くうけることになる。

その扶養の急に租税の減免を受ける家族というものの範疇は法律

によつて大變異なるが、特に納税者と扶養家族との關係の程度に關しては非常に異なる。大体、血縁又は結婚による親族がいろいろということがその条件であるが、法律により資格があるとされる扶養家族は次の通りである。配偶者、子供、孫、ひ孫、姪子、兄弟、姉妹、継兄弟、継姉妹、両親、継父、継母、祖父母、曾祖父母、甥、姪、伯父、伯母、配偶者の両親、猶、妹、配偶者の兄弟姉妹。

各法律では一般に扶養家族を明かにきめている。子供の中には養子、里子、庶子などが含まれているが、特に嫡出子、又は嫡出と認められた子および認められた私生子と養子に限つてゐるもの（ブラジル、スイス、フィンランド）、又庶子をはつきり加えているもの（カナダ、デンマーク）、又出生後両親が結婚した庶子を加えるもの（英国）などある。更に納税者の家庭に属する親族の子供を広く含むもの（ノルウェイ）、事實上養育し監禁している子供は全部入れるもの（カナダ）その家族と暮らしている子供は誰でも入れるもの（フランス）などもある。配偶者が扶養家族の資格ある場合は、「妻」とか「夫」という語は、それぞれ、妻として、夫として一箇に任じてゐる者をさす（チェコスロバキア）、養親が特にあげられている場合もある。又、納税者が実際に扶養してゐて課税当局が扶養家族として扱わないのは不適当と思う者は誰でも親類でなくても含むものがある。（ノルウェイ）

總して、これらの策はすべて納税者が現実に負つてゐる、これらの家族扶養の責任を基礎として、税の減免を考えるものである。しかし、過去においてこのような責任をもつてゐた者にも、同様の恩恵を与えている法律もある。

即ち、今はもう子供を養育してはいないが、子供を成年令まで育てたという親には税の減免の恩恵の与えられる場合もある（フランスの「累進課税」において、一人以上の子供が十六才にはるまで育てた親の場合、チェコスロバキアにおいて、二人以上の子供を14才まで育てたもの）

これらの扶養家族が、租税減免の対象となるためには、彼らが、納

税者に扶養されていなければならぬことは最も基礎的条件の一つである。法律により、一般的に規定したものも又詳しくきめたものもあるが、その扶養家族は、財産がなく又自給自足の収入やこの納税者の収入以外から収入のあるものであつてはならぬ(エクアドル、フランス、ギリシヤ)又は一定額以上の収入があつてはならぬ(アルゼンチン、オーストラリアで、配偶者の場合、ベルギー、カナダで、配偶者の場合、スウェーデン、合衆国)

更に、その扶養家族は、納税者の世帯の一部をなしていなければならぬ(ベルギー、チェコスロバキア、ギリシヤ)、又は納税者に全面的に扶養されているべきである(カナダ、フィリピン、南アフリカ連邦)、或は一部份に扶養されていれば足りる(スウェーデンの地方税)等々がある。最後に、扶養の定義が、親族の諸規定とは別にはつてゐる所がある。例えば、妻と子供はもし日常の必要がその世帯でまかなわれ、主にその家計で拂われるのならば納税者の世帯に住んでゐると見做されるが、他の扶養家族はその住、食、衣が与えられてゐる場合納税者の扶養してゐるものと見做される(チェコスロバキア)

次に扶養家族の国籍も問題になる。

又、扶養家族の年齢は向われない場合もあるが、(ベルギー、合衆国)、専属や扶養児童については一定の年齢以上のものは対象にはならぬのが普通である。かれらが未成年者である向はよいとするもの(アルゼンチンにおいて兄弟と配偶者の兄弟の場合、ブラジル、チェコスロバキアにおいて兄弟姉妹、甥、姪の場合、エルサルバドル、ギリシヤ)、16才以下とするもの(デンマーク、16才以下とするもの(オーストラリア、ノルウエー、英国)、16才以下とするもの(スウェーデンの地方税)、21才以下とするもの(カナダ、チリ、エクアドル、フランス、フィリッピン、南アフリカ連邦)等がある。又これに関連して、納税者の専属と他の子供とは違ふ年齢制限をさめてゐるものもある。

又、年齢制限は男女によつても異なる場合があり、男は何才までと

定められながら、女は年令に関係なしとするものもある(アルゼンチンの姉妹と妹の場合、ブラジルで未婚の娘の場合、エクアドルで未婚の娘の場合、ギリシヤで未婚の娘と姉妹の場合)

又、子供の年齢制限は毎日学校へ行つてゐる場合と、職業教育を受けてゐる時には多少延長される(オーストラリア、ノルウエー、英国)

扶養家族の各個人の個人的必要に關係なく、世帯全体としての必要が、この差別課税の時に重要視するところである。だから扶養家族の個々については配慮せず或は個々への配慮に加えて、たゞ彼が既婚者で配偶者を養ひ世帯を維持してゐなければならぬからという理由だけで既婚減免や、稼ぎ手としての減免を受けることがある(アルゼンチン、カナダ、チリ、デンマークの所得国税、エクアドル、フィリピン、英国)

この減免のために、家族の構成の規定がなされてゐる場合がある。原則として、納税者は、既婚者であるか、又は法律に定められた扶養家族を一人以上もつてゐれば、既婚減免か、稼ぎ手減免を受けられる。稼ぎ手減免は独立した家庭をもち、現実には、全面的に扶養をしてゐる家族即ち、血縁、結婚、縁組等で納税者に關係のある人をもつてゐれば要求できる(カナダ)、又は、年齢制限は二えたが、子供を實際に養ふねばならぬ世帯主(デンマーク)、又、独身の男又は女で両親の片親、或は一人以上の兄弟姉妹等で一定年齢以下の者を含めてゐる者が要求できる(フィリピン)

又、興味ある事は、仕事をもつた妻に特別の税法上の恩恵を与えてゐる場合があること、これは、妻が外へ稼ぎに出れば、家庭のさりまわしの為には別の費用がゐる筈だということに前提をしてゐる(チェコスロバキア、デンマーク、ノルウエーの地方税、スウェーデン、英国)。この關係で、仕事をもつた妻に対して減じられる額は一定年齢以下の子供がゐるか否かによつて定められ、子供の数が多いと増える(ノルウエー)

同じように、新婚の子供の多い夫婦にも、有利な法律がある。即

ち子供のはい若夫婦は結婚後三年まで、減免率が高い（フランスの「累進税」—“Progressive tax”—の場合）

扶養家族の種類によつて、減免をする率については、いろいろのやり方がある。扶養家族のどの種類についても一率の時もあるが（合衆国）、或時は配偶者又は成年の家族は子供より高く、或時はその反対であり、又或時は近い親族には緩い遠い親族より高い。

又更に配偶者についての減免は、その配偶者が少しでも収入を得れば、それに比例して減少したり（オーストラリア、カナダ）、その扶養家族の趣に実際に使つた金額より多くは減免されぬということもある（カナダ）

子供についての減免では、特に次のような相違を注意すべきである。即ちすべての子供に減免が一率であり、一人幾らとしまつてゐるか、或は子供の家族内における順位によつて違ふかどちらかである。そしてもし後者の方法をとつた場合は、その順位による差のつけ方もいろいろある。

又、一方、家族手当を受けている子供については、受けていない子供よりも、税の減免率は少いと定めている法律もある（カナダ）。

又子供が受けている奨学金などは課税対象の所得とはみなさないとしている国がある（スウェーデン、英国）

一般には、所得にかゝる国税の場合は、この種減免の額は全国共通になつてゐるが、国によつては、納税者の住んでいる地方によつて異なる場合がある（ベルギーの基礎控除、デンマーク）

この恩恵の生じる時期については、結婚や子供の出生という事態の生じた日、月、又は賃金計算期間からはじまるとするものと、その会計年度のはじまる時期又は年のはじめに家族の状態を調べるもの、或はそれぞれの国の税制に適した特別はやり方を定めている。

一つの国における、家族手当と家族扶養のための税の減免の規定を考えあわせると、この二つの制度には、多かれ少なかれ、実質的な関係があり、特に子供のための家族手当がありしかも全国民に適用される国において著しい。

即ち、子供に家族手当のあるときは、税の減免は少い。この二つの恩恵を受ける子供の年齢の制限については、家族手当と税の減免率に共通したものがあるようだ。しかし一方、子供に対する家族手当を貰い、それが課税対象となる時は、実際の家族手当は少くなるわけである。そこで、差別的課税をある時期まで適用していた国で、子供の家族のための課税控除をやめて、同時に子供のための家族手当と置かえた国もある（スウェーデン）

しかしながら、これらの共通性や、二制度間の調整とは別に、大多数の場合はこの二つの方策は互に独立している別個のものと考えられる。ある家族は一つの方策、或は他方、又は両方の恩恵を受けているだろうがそれは、その家族がそれぞれの方策の趣の資格をそばえているからである。申す問題としても、一つの国におけるこの二つの制度の規定には、はつきりした違いがある。たとえば、資格者の定義、扶養家族の範囲、その他の条件、恩恵増額の程度などである。

この二者が法律上、関連しているかいはいかは別にして、この二者は、扶養すべき子供の存在を考慮に入れていること、及び、家族全体の一般的至費として現金で定期的に支給されるという意味で、家族経済の上に同様の効果をもたらするのである。

B. 家族の消費と支出の様式維持に関する方策

前章において、家族の一般的生活水準維持の爲の方策が説明されたが、他の法規によつて、又、家族消費のうちいろいろな種類の至費について、援助をするようにしているものがある。即ち、特に一定の必要に応ずるような恩典を支給することによつて、家庭の消費支出の様式に深く関係しているわけである。これらの特权とは、例えば、現金の補助金、値段の割引、貸付金、免税、現物やいろいろの優先権や特权という形になっている。その対象となるのは食料品、住宅、光熱、家具および世帯道具、家事、衣料、教育、運輸、休日及び娯楽、貯蓄、その他である。

(1) 食料品

食料品の価格の割引や免税、家族や子供に対する特权などが、家族扶養の責任者の食料品に関する負担を軽くしている。その諸方法は次の通りである。

(a) 食料品の割引

子供のある家族は、特定食料品の割引をしてもらうことができる。であるから、所得の高に関係なく、子供が一人以上あれば、その一人毎に、特別のクーポンを定期的にもらつて、バターとマーガリンを買う時に使える（デンマーク）

(b) 食糧にかかる税金の減免

一定の農産食糧に税金のかかる場合、大家族をもつてゐる人は、自家消費の爲に自分で生産したものについては税金がかからない（ギリシヤ）

(c) 保護食品の支給

一定年令以下の子供のある家族は、その子供達の爲に一定量の「福

祉食料」を安く（ミルク、粉ミルク、オレンジジュース）又は只で（鰯のレバー油）賣える。しかし、低収入で一定年令の子供をもっている人は、どれも只でもらえることになっており、その時は、子供の年と数が考慮に入れられる（英国）

(d) 学校給食

学校へいつてゐる子供に、非常に安く又は只で食事を与えることは、この年頃の子供をもつ親にとって食料の爲の支出が減ることになる。

この種の学校給食を受ける国民の階層は、各国のやり方によつて異なる。法規により、学校給食はそこの児童全部に只か又は安く与えられるとしているものがある。即ち、両親の収入額に関係なく、どの子供も学校給食を只でもらえる（デンマーク、ノルウェイ、スウェーデン、南アフリカ連邦）とか、どの子供もミルクは只で、もし両親が払うのがむづかしければ、食事とお菓子は安く与えられる（英国）とか、又どの子供ももし払えれば安く給食をうけられる（ギリシヤ、合衆国）等の規定である。

学校給食は、学令前から青年期までの、年令層が対象となつてゐる。高校生以下の子供すべて（合衆国）、教育当局管轄の学校と幼稚園の生徒（英国）、小学校と高等学校および他の教育機関の生徒（スウェーデン）等々がその対象として定められている。

学校給食は、多くの法規によれば、一定の栄養を保たねばならず、学校のある日に支給される。他の日にも与えるべしとされている国もある（英国）

(e) 野菜園の割当

家族の食生活を豊かにするために、「家庭菜園」を自分で耕すために無期限に借り又は要求することができる。自分で耕すという条件のもとに借賃は安く、期限はいくらでも延長できるという特权がある。子供の数が多ければ優先権がある（フランス）

(2) 住宅

住宅の分野では、家族の為の種々な特典が法規で定められている。家賃手当、家屋をもつための補助金や貸付金、借家敷金の貸付、家屋税の減免、等々、家族の為の住宅費を援助するような法規がある。

これらは、家族の大小によっても、多少異なるが、条件を満たす家族にその選定を考慮して、適用される。即ち借家住いの者、小住宅の所有者又はこのような小住宅を買いたいと思う者等である。

多くの中で次のようなものが、家族の為の法規的な方策である。

(a) 家賃手当

一定の資格を有する家族の長は、家族のために、家賃減額の特典を有する場合がある。

借家をしている人も小住宅を持っている人も、資格さえあれば、家賃や所有家屋の支払いにつきこの特典をうけられる。

法律により、いろいろのやり方があるが、家族の収入によって決められるか、家族の大小によって調整されることが多い（オーストラリア、トロント市、フィリピン、スコットランド、合衆国）。同様に低家賃住宅や補助住宅に住む家族で子供のあるものは、子供の数に応じてその家賃が減額される（ベルギー、デンマーク）。同じく、扶養家族と共に、町中の住宅や労働者施設に住むものはその扶養家族の数によって、家賃を減らされる（ソ連）。又、家を借りている子供のある家族は、家賃や、その利子などが割引きされる。（ノルウェー）又、同じ様に、新しく建築された住宅に住む家族は、家賃や家の代金の為の子供の数に応じて“家族住宅資金”から金を借りることが出来る。（スウェーデン）。又、子供の数に応じて“家賃手当”がその住居の家賃や、代金の為に与えられる（フランス）。

このような家賃手当や家賃割引をして貰える人の資格は、一定の職業の人（フランス、スコットランド、ソ連）又は一定の収入の家族（ベルギー、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、合衆国）等となっている。

9

家族収入の限界は、他の種々の特典の場合と違って、この場合は、低収入家族にのみ限られている。例えば標準賃金の家族のみ（オーストラリア）“貧しい暮らし”（*modest circumstances*）の家族（ベルギー、デンマーク）“低収入者”（合衆国）又は一定額以下の収入者（ベルギー、フランス、スウェーデン）になっている。

しかし、家族の子供の数によって、限界となる所得の額は増える場合もある（ベルギー、フランス、スウェーデン）。

又、条件の一つとして、請求者が使っている住宅の大きさや部屋数などもその家族にとり適当でなければならない（デンマーク、フランス、ノルウェー、スウェーデン）。

又、一定の扶養家族を同居して養っていなければならないというものもある。ノルウェー扶養家族があればよいもの（ソ連の低賃金収入者）、2人の子供がいればよいもの（フランス、ノルウェーの借家の利子及び家賃について、スウェーデンの家族住宅資金の場合）、3人の子供（ベルギー、デンマーク、ノルウェー）、4人の子供（ソ連において所得の多い人の場合）。又法律によつては、最初資格としては2人とか3人とかの子供がいなければならないが、もしその特典を得てしまえばそれは一子をも含むものであり、資格ある子供が一人に減つていっても引きつゞき受けることが出来る（スウェーデン）。資格のある子供とは年令がその問題点であり、妊娠中のものを含む場合もあり（フランス）、或場合は、養子や里子も入る（ノルウェー、スウェーデン）。

家族の状況によつて、この特典として受けられる金の額は異なるが、或場合には、その住宅費の相当部分をそれでまかなうことが出来るようになる。そこで実際に払っている家賃の一定率を越してはならぬというようにきめている場合もある。例えば、一年間の家賃を越してはならぬ（スウェーデンの家族住宅資金）。大家族の時は80%に達してもよい（ソ連の低賃金所得者）75%以下（フランス）70%以下（デンマーク）50%（ベルギー）等ではないとされている。

家賃手当は、一般に「家族手当」と直接に関係のある法律や規則で定められているとはいえないが、やはり密接な関係があり、これを受ける資格などについては同じ条件を用いている場合もあり、家族手当の一部として一緒に支給される時もある（フランス）

他の恩典と同じように、家賃手当や家賃の割引は、家賃を払わない時以外は、譲渡してはならず又強制執行も受けないとされていたり（フランス）所得税の対象にならぬ時もある（デンマーク、フランス）

(6) 家屋建築又は購入等の為の補助金及び貸付金

自分の家を持ちたいと思う者は、この目的のため、扶養家族のある人に対して定められた諸々の規定により、援助を受けることが出来る。

前述した家賃手当のような継続的に行われる住宅のための手当は、家を借りている者のみに限られているのではなく、家族のために家を持つようとしている者にも与えられる。しかしこの種のものとは別に家を持ちたい家族を援助する種々の方策が行われていて、それは次のようなものである。即ち、扶養している子供の為に出される返済しなくてもよい一時補助金、家族に与えられる住宅貸付金、大家族のための補助貸付金又は特別貸付金、住宅貸付金に同じ種々の資格に応じて与えられるいろいろな特典、同じく種々の差別的利子率、返済期間や優先权等である。

第一に、扶養すべき一定年令以下の子供のある家族で、住居を建てるか買いかしたいと思つてゐるものは、この子供等のために特別の補助金を貸うことができる。即ち低価格の家を建て又は買いたい人に補助金を与える場合に、もしそれが18才以下の子供がある一定条件の家族であれば、更に一人一人の子供について一定額を追加して貸うことが出来る（ベルギーの低価格住宅又は小住宅建築補助金の場合）

又、家族は、家を持つための貸付金に関連して、種々の特典を有

する。例えば、労働者や農民の家族で、集団農場に移住し、又は定着せんとするものについては、割当てられた家の修繕のために安い貸付金があり、又はそういう家を作るための経済的援助を受けられる（ソ連）。又、家族のために住居を建て、又は新築の家か、低価格住宅協会の建てた家を買いたいときには貸付金を借りられる（アルゼンチン、デンマーク、スウェーデン、ウルガイ）。又、住宅建築の仕上げ、建増し、修繕等のためや、抵当の支払や妨害物除去等のためにも、貸付金がある（オーストラリア、ベルギー、ブラジル）

家を所持させるためにある補助金や貸付金は、受給資格者の条件を厳重にきめている。それぞれの場合によつて異なるが、特殊な職業の者とか、社会保険の加入者とか、収入の一定限度以下の者とかきめられる場合もある。

又低収入の家族という条件が、その人数の多少に相異はあつても、大てい入っている。

しかし、これは既婚者とか、扶養家族のある者にばかり限られたものではなく、じきに結婚する人達を含む場合もある（オーストラリア、タスマニア）。又、特別の「結婚貸付金」として、住居のための不動産購入のために、一定年令以下の被雇用者で、結婚の意思を明らかにした者に対し、貸付金をもうける場合もある（ブラジル）

原則として、これらの援助を受けるには、家族の収入が一定額以上であつてはならない。しかし、子供のためにその収入限度を増していく場合もある（西オーストラリア、ベルギー、デンマーク）

家族の大きさも又その資格条件の一つとなる場合がある。即ち、或種の援助は、家族の大きさに関係なく、別の場合は、子供が何人以上いなければならぬという条件である。子供については、受給者に対する関係とかその年令とかが問題となるが、学校にいつている子供については制限年令が良くなつてゐる時もある。又更に、このような特典の中で、特に多額の援助又は、返済の時の特別便宜などの特権が与えられるのは、大家族に限られる（ベルギー、ブラジル、デンマーク）

この種援助の資格条件には、更に、次のようなことが必要な場合がある。即ち、国籍、住所のほか、非難されないような行動と道徳の人であること（ベルギー）、真面目で正直であること（デンマーク）、破産的国体の会員でないこと（ウルガイ）等々である。又、住宅を持つための補助金や貸付金は、それに伴う種々の特典とともに、低価格住宅にのみ与えられ、その最高価格や大きさ、家族に対する適当性などが考慮される（ベルギー、デンマーク、ウルガイ）

(c) 借家政策の為の補助金

家賃手当を受ける資格のある、扶養家族をもつた人のうち、一定条件を満たす人は、その借家を家族の居住に適するよう改築するために必要な資金の一部を補助してもらえ、これは、返済しなくてよい補助金であつて、最大額の制限はあるが、費費の一定率を平等に与えられる。（フランス）

(d) 借家敷金の貸付

家を借りている人、又はこれから借りようとする人で、大家族の長は、新しい住居の為に必要な、敷金や保証金の為に貸付金を借りることができる。そのやり方は、敷金が必要な時は、地方自治体が、無利子で立替えてくれるのである。これは貧しい暮らしの2人以上の子供のある人に貸されるものである（デンマーク）。又、借家補助貸付金として、容易な条件のもとに、4人以上の子供のある家族に貸されるものがあるが、これは、家賃支払いが一時困難になつた時のものである（ベルギー）

(e) 移転料の軽減

家賃手当を受ける資格のある人又は家族で、一定の条件に合うものは、移転する際に、移転手当を、その子供の数や、家の所在地に応じて貰うことができる（フランス）。新しく移転する先へ家具を移動する料金は、一定の大家族に対しては無料となる。（ノールウェー）又、家族は移転に際しては鉄道料金を割引きしてもらえる（英国）

(f) 家屋税の軽減

家屋税の法規には、扶養家族をもつた人のために、税金の減免を規定し、住居費を少なくするようにしているものがある。

家族をもち、小住宅に住んでいる人や、家族で家を借りているものがこの特典を受ける。

これは、家族の大きさに関係なく一律の時もあり、又扶養家族の数によつて異なるときもあり、次のような内容のものである。

「家族財産」の中に含まれている住居についての減税（ブラジル、エクアドル、ウルガイ）、結婚貸付金で買った家はその返済がすむまで免除（ブラジル）、賃金労働者で、扶養家族をもつていて、自営連の住むための低価格住宅をもっているものは一定期間免除（ウルガイ）、3人以上の子供のある家族の住む家は特別の免除（デンマーク）、5人以上の子供のある家族の持っている、又は住んでいる家は免除（ギリシヤ）、又、一定地区にある家に住み4人以上の子供をもっているものは、住宅の借賃にかかる税金を免れる。又、大きい町に住む人で、扶養家族がある者は、その一人につき一定額の減税がある（フランス）。又、税の減免の資格は3人以上の子供のある人となつていて、減額は1人毎に一定額となつていているもの（ベルギー）等がある。

(g) 住宅入手の便宜

低価格住宅の入手の優先権とか、住宅難の時に家探しを容易にしてやる等の利点をいう。

即ち、家族扶養の責任があることを証明した人のみに、低価格住宅計画による住宅が与えられる（ウルガイ）。集団農場に移住し、定着する労働者が農民の家族には、よく手入れされた、他よりない家を与えられる（ソ連）。又住宅計画によつて建てられた住宅のうち一定数は、大家族とか、一定数以上の子供のある家族のためにとつておかねばならぬと定められている。（ベルギー、デンマーク）。又、大家族であれば、低価格住宅の居住資格者として優先権がある。（オーストラリヤ、チリ、フランス、英国）。

又、法規により住宅は全部適当にふさがつていなければならずもし空いた時は、当局がそこへ入る者をきめることになっている場合、一定条件の家族は優先権があり（チェコスロバキヤ、デンマーク）、その優先は子供の数によつてきまる。（チェコスロバキヤ）。

又、徴集住宅制度のあるところでは、この住居を与える際に、一定数の子供のある家族が新婚夫婦に優先権がある。（フランス）

更に、子供のある家族は、法律によつて、子供があるからといって家を借りる時に、借りにくくないように、保護されている。

この特典の爲には、場合によつていろいろの条件があるが、収入の限度は子供の数によつて異なる（ベルギー）。又その資格条件の中に、道徳的或は公民としての条件が含まれることがある。例えば、公民として忠実であること（チェコスロバキヤ）、共産主義者や破壊的団体に属しないこと（フィリピン）、評判がよい人であるか又は破壊的団体に属さぬこと（ウルガイ）等々である。又家を探す時の援助は、家族に対してなされるとなつていて一定人数以上の家族のみになされるとしている場合（ベルギー、チェコスロバキヤ、デンマーク、フランス）とある。

又、或法律では、結婚したいと思つてゐる若い人々や、新婚夫婦も、この家探しの援助を受けられることになっている（チェコスロバキヤ、デンマーク）

(3) 光熱

家族の必要とする光熱費も、家族の福祉を考慮する時に考えに入れる場合があり、一定条件を満たす家族は、燃料、ガス、電気等の値段を割引きしてもらえる。

(a) 燃料手当

前記の家賃手当を受ける資格のある家族は、燃料費の爲に特別の優遇をしてもらえる場合がある。年額で（スウェーデン）又は月額で（ノルウェーのオスロ）支払われ、その額は一律の時もあり（ス

ウェーデン）、収入や家族数できまる時もある（ノルウェー）

(b) ガス及び電気料金の割引

五人以上の子供のある家庭ではガスと電気代の割引をしてもらえる。三人か四人でも収入の少い時はもらえるが、子供の数により、割引額は異なる（フランス）

(c) 家具及び世帯道具

新婚夫婦や、結婚する前の人は、家具や世帯道具を買うために補助金をもらえる。又、これらを買う時の優先権を認められるものもある。

(a) 家具購入の爲の貸付金

婚約した人、又は新婚の夫婦と、大家族は家具を買つたり、修繕したりするために、安い利率の金を借りたり、又補助金を貰つたりすることが出来る。

収入が少く、大家族扶養の義務を買つてゐる人は、家具修繕の爲に低利率の金を借り、又は貰ふことが出来る（ノルウェーのオスロ）

又、この経済的援助とは別の意味で新婚夫婦や婚約者は、新家庭の爲に必要な家具を買うお金を、同様に受けることができる。これは、「結婚貸金」又「新世帯貸金」などと呼ばれ、これの対象となる家具の種類は法規で定まっている。例えば、家具、りんねる類、世帯道具（ブラジル）、家具及び世帯に必要な道具や家庭用品等で、家事に必要で家庭生活を快適にするべきもの（スウェーデン）、家庭に必須の家具や、カーペット、カーテン、ラジオ等普通家庭にあるもの（チェコスロバキヤ）等を規定されている。

このような家具を買うための結婚貸金を受けられる人は、社会保険に入つてゐる労働者（ブラジル）、経済的にこれを必要とする夫婦（スウェーデン）、自分の収入が、両親の経済的状況を考慮に入

れてもなお一定額を越さぬ者(チェコスロバキヤ)等と定められている。又年令の制限もあり、30才以下(ブラジル)、35才以下(チェコスロバキヤ)等となっている。市民権、住所のある事(チェコスロバキヤ、スウェーデン)、或は健康であること(ブラジル、チェコスロバキヤ)、又はよい国民、よい市民であり評判のよい人となければならぬ(チェコスロバキヤ)とか勤勉で、経済的分別のある人であるべし(スウェーデン)とかの条件を必要とする。

又、結婚するというのはつきりした意思を示すこと(ブラジル)又は婚約が成立してから(チェコスロバキヤ、スウェーデン)等時期的条件もあり、支給されるのもその申請後、例えば六ヶ月以内(スウェーデン)又は二年以内(チェコスロバキヤ)等と定められている。

額についても、一定額をこえぬこと(ブラジル、スウェーデン)、或は定収入の一定率をこしてはならぬ(チェコスロバキヤ)となっている。

又、子供が生まれると、この貸金が増額されたり又は返済に特別の考慮をしてもらうことができる。

一方、この貸金は、本来の目的の為に充分使用されるべきことが規定され、差押や税金の対象にはならぬ。(チェコスロバキヤ)

(6) 家具購入の優先

前記の貸金を受けている新婚夫婦は、必要家具購入の際に余り遅滞せずにこれ入手することができる。(チェコスロバキヤ)

(5) 家事

継続的な家族収入増加、所得税の減免等の関連においても、家族のための家事をする聖責を補うという意味をもつ特別の恩典があった。しかし、別個の法規によつて、家事作業の必要性を考えて、そのための出費を補うようにしているものがある。

(a) 家事使用人にかかる税金の減免

家事使用人に税金のかかる場合、一定人数以上の家族については税の控除という形でその出費を減らす。比較的少人数の家族では使用人1人、多勢の家族の時ば2人まで(フランス)である。

同様に、所得税法中に、家事使用人を雇っている場合についての規定があり、例えば、独身で養子をもっている人、未婚で子供があり、その子供のために所得税減額をうけている人等である。これらの人は、それぞれその状況について証明をしなければならぬ。(カナダ、ノルウェイ、スウェーデン、英国)

(b) 衣料

一定の条件にかなう家族は、衣料に関する特別の恩典、例えば、価格の割引、税の減免等をうける。

(a) 衣料品の割引

一人以上の子供がある低収入家族は、一定期間にそれぞれの子供につき繊維製品の割引券をもらい、小売店で一定額の衣料を買うことが出来る。これは、養子、里子、婚姻以外による子供も含まれる(デンマーク)

(b) 衣料品にかかる税金の減免

大家族の長は、外国から惠送された中古衣料や靴について、輸入税がかからぬように申請することができる。(ギリシヤ)

(c) 衣料品の支給

学校に行っている子供で適当な衣料や靴をもたぬものには、学校から衣料品や靴を支給することができる。もし、両親がその料金を払うことが困難でない時は、払わねばならない(英国)

(7) 教育

前に述べた通り、種々の継続的収入増加が、子供の教育も含めた扶養のために、行われている。即ち、すでに述べた諸国の諸法規によつて、両親は子供の扶養手当、所得税の軽減等は普通、その子供が義務教育を受けている間、或は、更に勉強をつづける時はもっと長い間、受ける事が出来るのである。又、その上に奨学金を受けている子供は、いろいろな場合に税金を免除されている。

子供の教育の爲の家族の支出は、それぞれの国において、どの程度まで無料の教育の機会があるか、補助的な教育的サービスがどの位まで子供達の爲になされているかによつて異なることを考慮せねばならぬ。

しかし、この章で考える、子供の教育費のための諸方策は、異つた大きさの家族の、異つた必要性をとりあげ、数人の子供をもつた家族のための方策のみに限っている。即ち、追加教育補助金、授業料の軽減、教育貸付金、交通費の軽減、奨学金を受ける優先権等である。

(a) 追加教育補助金

数人の子供を学校へやっている家族のためには、教育費支払いに差別をつける。

即ち、2人以上の子供を学校寄宿舎に入れている家族は3人目以下の子供については、寄宿料補助金を受けられる(オランダ自由州)。同様に、奨学金、奨学資金、給費及びその他の資金が学生に与えられる際は、その家族の収入の額に依り、又子供の数にもよつて定められる(英国)

(b) 教育費の軽減

大家族又は2人以上の子供が学校へ行っている家族は、この教育費を全面的に又は一部を免除される。これは学校以外の種々の公共の教育機関については大体子供の数によつてきまり収入の多寡は向

題にならないが、学校の授業料の免除は低収入家庭で一定数の子供のある時に限られる。

即ち、中間的教育機関(intermediate educational establishment)の授業料の全面的又は部分的免除が、一定収入の親に適用される際に、2人以上の子供のある家族は子供1人につき収入の定額に少しづつ増加するので、その収入の合計が最初の定額をこえてもこれらの減額をして貰える。(ベルギー)。同様に貧しい大家族の子供は、高等学校も含めて、種々の教育機関の授業料を免除される(ギリシヤ)

又、一方、子供達が同時に、同じ学校へ行っている時は、2人目の子供から、又は3人目の子供から後は、家族の収入の多寡にかかわらず免除される。(ベルギー、ブラジル、フランス、ギリシヤ、ノルウェー、パキスタン、ナタール州)。

この教育費の減免は、例えば、登録料、試験料その他学校における学生生活に伴う経費の上にかかる国税等(ブラジル)、登録料、授業料等(ギリシヤ)、又は家族が負担すべき教育費一切で授業料、寄宿料等も含む(フランス)等々になされる。

この減額の率や額にはいろいろの相違があり、子供の数が大体これを決定する。

又、これを受けるべき子供の範囲にもいろいろのきめ方があり、兄弟姉妹のためにのみ要求できる。(パキスタン)

養子や家族の中にいる子供及び扶養家族手当の法規中に定められている子供(フランス)、継子や里子も入れる(ナタール州)等あり、国籍をもつた子供(ベルギー、フランス)、外国の子供でも相手の国で同じようにこちらの子供を扱ってくれる場合は含む(ベルギー)のものもある。

(c) 大家族に対する教育貸付金

大家族の長は、その子供の教育に要する費用のために特別の貸付金を借りることができる。(ベルギー)

(4) 大家族の学童に対する交通費軽減

大家族では更に学童の定期乗車券について追加的減額がなされる。3,4人以上の子供のいる時は3人目以下の子供についてこの割引がなされる。(ベルギー)

(c) 奨学金の優先权的受領

奨学金を与える際に、他の条件が同じなら大家族の子供の方が優先して受けることができる(ギリシヤ)

(8) 運輸

一定年令以下の子供の交通費は無料か或は割引をするという規則があつて、家族の交通費全体を減らすのに役立っている。更に、大家族は、特別の交通料金や優先权をもつていて、もつと有利になる場合がある。

(a) 子供乗車賃の無料又は割引

原則として、一定年令以下の子供は交通費は無料か割引になつてゐる。その年令についてはいろいろあり、3才から4才以下のものは無料、それ以上7才、10才、12才又は14才までは成人の半額である。又、16才以下、18才以下、又は21才以下の若い人には、定期券等特別の場合に特別料金で買える場合がある。

(4) 大家族の乗車賃の割引

大家族の長とその家族は、交通費を割引されてもらえる。

即ち21才以下の未婚の子供が4人以上ある家族は、電車やバスの料金は半額になる。(ベルギー)。同じく「大家族」は少くとも50%の割引を諸交通機関でして貰える。(ギリシヤ)。更に大家族は諸種の旅行機関や切符購入の際にいろいろな割引をして貰える。(フランス)等とあり、鉄道については、18才以下の子供3人以上の家族

の両親と子供は、その子供の数によつて次第に割引率も増して行く。例えば6人の子供の時75%まで割引いてくれる。又、同じくこのような家族は地方交通機関については50%割引きをして貰える。更に、この割引きは現に家族を養つてゐる人でなく、前に大家族を養つた両親であつた人については一生30%の割引がある。最後に、3人以上の家族では長距離の鉄道旅行には一緒に切符を買えば割引きがあるし、どんな家族でも同じ期間の同じ旅行に家族切符として買えば、買ふ切符の枚数に応じた割引きがある。この場合受給できる家族の範囲は夫と妻、親とその配偶者、子供とその配偶者及び使用人となっている。(フランス)

(c) 公共的運輸機関についての優先权

一定以上の人数の家族は、公共的運輸機関利用の優先权がある。(フランス)。特に4人以上の子供を連れだ母親は、諸交通機関に対する優先カードをもっている。

(9) 休日及び娯楽

家族の必要とする娯楽の爲に、法律や行政上の規則で、特別の経済的な特権を与えている場合がある。

(a) 主婦の爲の休日手当

「主婦」(家事を司る、雇われ人でない婦人)で収入が少く、一定年令以下の子供が2人以上あるものは、一年一回の休日をとる際に、休養地への無料旅行に加えて、留守中の家事、子供の食費、必要な衣類の爲の費用などとして一時払のお金を貰うことができる(スウェーデン)

(4) 主婦と子供の休日無料輸送

前に述べたように、家族としては、諸々の交通費割引の恩典があ

るが、その上更に、一定収入以下の家族に属する主婦と子供の年一回の休日の為、休養地への無料旅行を与えている法律がある。これは14才以下の子供とそれを世話する人、及び14才以下の子供2人を持ちこれと同居している主婦に与えられる(スウェーデン)

(C) 特別有給休暇

一家の母親で且つ雇われて働いているものには、普通の年間の休日の他に子供の為、有給の休日が増加される。これは同居している14才以下の子供の数により日数が異なる(フランス)

(d) 博物館等入場料の割引

大家族の親と子供は、博物館等の入場料の割引を受けることができ、多少とも娯楽費の節約ができる(フランス)

(e) 貯蓄

貯蓄について家族の受ける特典は、結婚準備貯金に対する賞与とか、扶養家族の保険料に対する免除という形で行われる。

(a) 結婚準備貯金に対する賞与

一定の年齢条件を満たす若い男女は、一定額まで毎年家庭の建設の為に、一定年齢に達するまでに結婚する条件つきで、特別賞与を与えられる(ベルギー)

(b) 保険料に対する租税減免

個人的に保険に加入して、家族の保護を一層強くしたいと思う家族の長には、税売上種々の利点を与えられる。

扶養家族のある所得税納税者が、自分で生命保険に入つた場合は、彼が払った保険料について、扶養家族のない場合よりも多く減税する。このような所得税減額の額は、扶養家族の数によって異なり、2

人以上の扶養家族があれば、1人の時よりは多く減額される。(ノルウェーの地方税)。同様に、生命保険に税金がかかる場合には、扶養家族のある納税者は、扶養家族のないものよりも免除額が多い(ノルウェーの地方財産税)。

又、同じように、家族の長は自分の生命保険だけでなく、妻や子供の保険の保険料についても、税の減免が行われる場合がある。この場合も扶養家族のある者の方が有利である(オーストラリア、スウェーデン、南アフリカ連邦、英国)

(f) その他

特別な規定によつて、家族のために、いろいろな消費物品の費用についても種々の経済的利点を与えられている。

(a) 訴訟費用の軽減

“大家族”の長が、訴訟費用を払わねばならない時には、他の人が払う分の一部だけ払えばよい(ギリシヤ)

(b) 諸種の消費物品の特別配給

いろいろの物品が統制配給されている場合には、家族の必要ということを考えて、家族には多く配給するということになっている。物資不足の時には、このように特別の配給があることは、家族の経費節約に役に立つ。一定年齢以下の子供がいる家族では、その子供の栄養の為に食料品を優先的に、又は特別多く配給を受けることが出来る。(チェコスロバキア、デンマーク、英国)。同様に衣料品や靴についての特典もある(チェコスロバキア、デンマーク)。新婚夫婦も特別に衣料の配給を受けられる(チェコスロバキア)。又石鹸が配給される場合は小さい子供のある家族には多く配給される(デンマーク、英国)

(c) 小売店における優先権

一定以上の数の子供のある家庭の母親は、不足している物資や家族の為に必需品を優先的に買うことができる（フランス）

C. 家族の生活手段維持に資する方策

家族の為に方策のうち、収入の増加をはかるものや、消費の面における利点を考えるものに属さないものがある。このオ三のグループは、賃金労働による収入、農業収入等による生活手段の維持に資する方策や、その他生活手段維持の為に、家族として受けられる特典を含むものである。

(1) 賃金労働による収入

家族扶養の責任を負った人は雇用の際に、特別の扱いをして貰え、それには特別の雇入れと、年齢制限の緩和とがある。又公務員に任命する時に、このような家族長を優先にするようという規定もある。

(2) 優先的雇入れ

既婚者、子供のある家庭の父、大家族の長等を他に優先して雇うべしとする規定がある。即ち、或種の公務の空きを埋める際には、他の条件が同じなら、多勢子供のいる既婚の男に優先権が与えられる（ブラジル）。同様に、公務に採用の際他の候補者と技術や能力が同じなら、子供のある大家族の長は、優先的に雇入れられる権利がある（ギリシヤ）。又一定数の子供のある家族をもつた父親は、一定私企業における或種の取業については、或数をさういう人に残しておくかねばならぬという法規があるので、職が探し易い（フランス）ということもある。

(3) 雇入れの際の年齢制限の緩和

公務に雇入れの際の年齢制限は、もし子供の一人以上ある家庭の父が雇われる時は引き上げられる。子供の人数によって年齢制限は変化する。（フランス）

(2) 農業による収入及び生計

農業によって生計を立てている家族は、この手段を維持するために、土地や家畜購入の為に貸付金とか、税の減免とか、土地補助金等のやり方で種々の特典をもっている。

(a) 土地、家畜等購入の為に貸付金

労働者や農民の家族で、集団農場に定住するものは、牛を買う為に貸付金を安い利子で借りることができる。又家族が食べるための穀物を必要とする時は、家族の人数によって、穀物も貸附ける（ソ連）。又、¹「食しい暮らし」で子供のある人は、²「小農地」即ち必要な設備や、家畜を含めた農業財産とか、菜園用地とか、小農園の建設や購入のための資金借入れに際して、収入資格について、特別扱いをしてもらえる。即ち、子供のある者は、一定年齢以下の子供一人について、借金をする資格としての収入の限度は次第に増される。

（ベルギー）

更に、³「結婚資金」に関する法律の中には、一定条件を満たす被雇用者は、この貸附金を農業不動産購入に使つてよいとされている（ブラジル）

最後に、婚約中、又は新婚の夫婦で家庭建設の為に努力中のものに与えられる結婚資金に際して、農村地帯の人の特別の必要性を考慮して、家庭用の家畜購入にこの金を使つてよいとなっている（スウェーデン）

(3) 農家の家族財産に対する租税減免

(38)

「家族財産」として設けられた農家の財産を保持している家族や、結婚資金の助けを借りて、農業不動産を入手した家族は、不動産とその果実にかかる税の減免を受けることができる（ブラジル、エクアドル、ウルガイ）

(c) 入植地の供与

入植計画と国内開拓については、家族の長に対する土地の割り当てをもうけたり、或は、扶養の責任ある人には、他の人よりも大きい土地を供与することがある。

即ち、家族の長でその国籍ある人のみに一定の大きさの土地を与える（アルゼンチン、ホンジュラス）、家族の大きさに応じて、普通の所有地に加え、特別に追加して土地が供与され、その追加分は、家族の人数により異なる（ギリシヤ）などである。

(d) 土地、家畜等入手の優先

土地、家畜等入手の為、家族に優先権が与えられる。即ち、既婚又は、大家族の長である農夫には、土地貸付金配分について、優先権が与えられている。（ギリシヤ）、又集団農場に入植する家庭には牛を入手する際に特別の優先権がある（ソ連）

(3) 家族の生活手段維持に関するその他の特権

家族収入に直接関係ある経済的利益とは別に、法規によつて、家族の生活手段維持に役立つ方策を定めているものがある。例えば税金支払い上の便宜とか、強制執行の免除とか兵役の免除などである。

(a) 租税支払の便宜

前に述べた通り、扶養家族のある人は、家族のために経済的援助となるようにいろいろな税の減免を受けるのであるが、この納税の義務に関しては、税金の納期などについても特別のばかろいを受け

られる。即ち、大家族の長で国税を払うべきものは、他の人よりも、その分割払いのやり方が有利なのである（ギリシヤ）

(4) 強制執行の免除

家族の財産の中から、或一定の物、生活の手段となるもの及び当座の消費物などを差押えから免れることができる。

第一に家族の住んでいる家屋である。これに関する諸法律の中で「家族財産法」で定められた、「家族財産」がこの特権を有するのだが、これは家族の為のものとなければならず、一定の価格をこえてはいけませんが、特に家族の住んでいる家屋はこれに含まれる。一旦「家族財産」を宣言したら、この中に入るものは、特別の場合以外強制執行を免れることになっている（アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、エルサルバドル、フランス、ウルガイ）。この家族財産の価値が、宣言当時より増加して、最高制限価格をこえたとしても、強制執行免除の効果は同じとされる（フランス、ウルガイ）

この同じ「家族財産法」により、農業生産によつて生活している家族は、家族の利益の為に農業財産を債権者による強制執行免除にすることができる。農家の場合は、「家族財産」なるものに土地と建物が含まれる（アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、エルサルバドル、フランス、ホンジュラス、ウルガイ）、その他農具、家畜等も含む（ブラジル、フランス、ウルガイ）等となっている。収穫や、このような家族財産から生産された産物も含むものもある（アルゼンチン、エルサルバドル、フランス、ホンジュラス）

同様に、同じ法律的手続きによつて、職人の家族では、自営をして生きるのに必要な財産、例えば器具や道具等（ウルガイ）、職人の店と道具と仕事場（フランス）等は強制執行されない。同様に、家族のある債務者は、これのないものよりも、その職業維持を許される水準を高くきめて貰うことができる（デンマーク）

最後に、家族の為の、当座の消費物品が強制執行を免れる。即ち、職人と農民は、食料品、燃料等で、自分のみならず、もし家族

があれば家族の一定期間の必要に応ずる量は強制執行をされぬ（ウルガイ）、又家族持ちの債務者は、独身者よりもそのために、強制執行免除になる家具が多い（デンマーク）

(c) 兵役の免除

兵役の義務の分配に当り、家族の生活手続の維持が考慮される。即ち、子供や扶養家族があり、大家族扶養の責任を負った人は、兵役の義務を緩和される諸々の特典がある。

訓練や兵役の延期（合衆国）、兵役の延期（フランス、ベルギー）、長男が既に兵役に服している時は二、三男の兵役の延期（ベルギー、フランス、シリア、トルコ）、体のきかぬ両親を養っている家族で一人きりの稼ぎ手は兵役の免除をうける（ソ連）等である。

又、父親又は大家族の家族員に対しての兵役免除は、五人以上の子供の父（ベルギー）四人以上の子供の父か、六人以上のきょうだいの長男（ギリシヤ）又、七人以上の子供のいる家族の父親又は長男（フランス）である。

又、家族の長は、住所の近くの隊に移動でき、又兵役から除隊の優先権（ベルギー、フランス）があり、子供のある人は戦時は特権を与えられる（ベルギー）

これらの兵役免除の規則には、その権利の為の要件として家族収入の限界がきめてある。子供の数によつてそれは増される（ベルギー）。又子供の範囲もきめられていて嫡出子又は法律上認められた子供（ギリシヤ）、それに加えて片親違いの兄弟姉妹と、非嫡出の認知された子及び家庭に受け入れられている子供（ベルギー）等と定められている。